



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 112号 2010.7.31 発行 社会政策研究所

=====

7月29日のキャリアブレインニュースから、今後のGHや介護などの制度設計に影響があると思われる4本のニュースをお伝えします。【kobi】

認知症GHの災害訓練、地域住民参加が努力義務に—介護給付費分科会

2010年07月29日 キャリアブレイン

長妻昭厚生労働相は7月29日、認知症高齢者グループホームの運営基準に関する改正省令案を社会保障審議会（社保審）に諮問した。同案は同日開かれた社保審の介護給付費分科会（分科会長＝大森彌・東大名誉教授）に提示され、了承された。グループホームの事業者が災害訓練を実施する際に、地域住民の参加が得られるよう努める規定を追加する内容で、社保審の答申後、厚労省が1か月程度パブリックコメントを募集し、9月にも施行する見通し。

今年3月に発生した札幌市のグループホームでの火災を受け、厚労省が実施した調査によると、避難訓練に近隣住民が参加していた事業所の割合は26.5%にとどまっていた。

こうした状況を踏まえ、厚労省が示した改正案では、グループホーム事業者が地域と連携し、ホームの避難訓練への住民の参加が得られるようにする努力義務規定を追加した。小規模多機能型居宅介護事業所や、介護予防のグループホームも対象とする。

またこの日の分科会で厚労省は、現在スプリンクラーの設置義務がない275平方メートル未満のグループホームに対し、早期に整備が図られるよう支援を行う方針を説明した。

介護職の医行為実施へ試案を提示—厚労省検討会

2010年07月29日 キャリアブレイン

厚生労働省の「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」（座長＝大島伸一・独立行政法人国立長寿医療研究センター総長）は7月29日、3回目の会合を開いた。この中で同省は、介護職員がたんの吸引と経管栄養を実施する施設の種類や、実施に当たって必要な研修内容などを盛り込んだ試案を提示した。

■実施施設に特養、老健、GHなど

会合で厚労省が提示した試案は、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方についての今後の議論の進め方及び具体的方向」と、「介護職員等によるたんの吸引等の試行事業」。

このうち前者では、介護職員が手掛けられる医行為として、「たんの吸引（口腔内と鼻腔内、気管カニューレ内部。口腔内については、咽頭の手前まで）」と「胃ろう・腸ろう・経鼻の経管栄養（胃ろう・腸ろうの状態確認や、経鼻経管栄養のチューブ挿入状態の確認は、看護職員が行う）」を提案。

また、たんの吸引などを実施できる職員の範囲は「介護福祉士その他の介護職員とし、

特別支援学校では教員のみ」と定めているほか、実施できる施設として、特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、障害者支援施設（通所施設及びケアホームは該当。医療機関である場合は除く）や、訪問介護事業所などを挙げている。

■基本研修として 50 時間の講義も

後者では、「たんの吸引と経管栄養の両方を行う場合は、基本研修として 50 時間の講義と、それぞれ 5 回以上の演習を行ったうえで、医師の指示を受けた看護師の指導のもと、実地研修を行う」などの内容を盛り込んだ研修カリキュラム案が示された。カリキュラム案には、患者（利用者）ごとの個別計画の作成 介護職員を受け入れる場合には、介護職員数人につき指導看護師を 1 人以上配置 指導看護師は、臨床などで 3 年以上の実務経験を持ち、指導者講習も受講している—など、実地研修に必要な基本要件も明記されている。

試案に対し、日本介護福祉士会副会長の内田千恵子氏は、実施できる職員の範囲が「介護福祉士その他の介護職員」と幅広く設定されている点について、「ホームヘルパーと介護福祉士に限るべき」と主張したが、試案を支持する構成員が大半を占めた。また実施施設については、訪問看護事業所や介護療養型医療施設まで範囲を拡大すべきとする意見が上がった。基本研修については「50 時間で足りるのか、とも感じる（因利恵・日本ホームヘルパー協会会長）「24 時間 2 交代で在宅介護しているヘルパーにとって、『50 時間を座学で』となると、その時間は取れない」（橋本操・NPO 法人さくら会理事長）など、構成員の間でも見解が分かれた。

■医行為からの除外をめぐる議論も

また、日本医師会常任理事の三上裕司氏は、たんの吸引や経管栄養について、改めて医行為から外すことを提案したが、政策研究大学院大教授の島崎謙治氏は「医行為から外してしまえば、誰でもたんの吸引などができるということになりかねない」と指摘。他の構成員からも、慎重に議論すべきという意見が多く上がった。



「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」の第3回会合（7月29日、東京都内）

「600 時間課程」実施の 3 年延期盛り込む—介護人材検討会

2010 年 07 月 29 日 キャリアブレイン

厚生労働省の「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」は 7 月 29 日、第 4 回会合を開き、介護福祉士国家試験の受験要件となる「600 時間課程」実施を 3 年程度延期する方針などを盛り込んだ中間取りまとめ案を了承した。

介護福祉士国家試験を「実務経験ルート」で受験する場合、現行では 3 年の実務経験で受験資格を得られるが、2012 年 4 月から一部施行される改正「社会福祉士及び介護福祉士法」では、これに加えて新たに 600 時間の研修が義務付けられる。しかし、この 600 時間課程については、検討会の中でも研修が必要という意見と、現実的でないとする意見が上がっていた。

また厚労省は、現行では養成施設の卒業のみで介護福祉士資格を得られる「養成施設ルート」への国家試験の義務付けについても、実施を同様に延期する方針。これらの延期には、同法の改正が必要となる。

このほか、今後の検討の方向性について、600時間課程、介護職員基礎研修、ホームヘルパー2級研修等の研修体系の再編 実務者が無理なく学習できるよう、多様な学習方法や一定の要件を満たす研修受講歴を読み替える仕組み等の構築 介護職員のたんの吸引などの医療的ケアの議論を踏まえた「実務経験ルート」の教育内容の在り方の見直しなどを盛り込んだ。

会合の終了後、厚労省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室の泉潤一室長は記者団に対し、600時間課程の実施延期の理由について、予定通りの実施に対応できない事業者や従事者が多数いるとした今年5月の調査結果を挙げた。

次回会合は9月の予定。同検討会では今後、600時間課程などの見直しに向けた議論を進め、年内に最終的な取りまとめを行う方針だ。

「現場の邪魔しない福祉政策を」—市民団体が民主党に提言

2010年07月29日 キャリアブレイン

民主党は7月29日、党本部で「『新しい公共』づくりをめざした政策形成プロジェクト」の第6回会合を開いた。今回は「福祉」をテーマに介護関連NPO法人など市民団体の代表らが集い、同党が目指す「新しい公共」において「市民活動の現場を邪魔せずに応援してくれる福祉政策が必要」などと提言した。

NPO法人市民福祉団体全国協議会の田中尚輝専務理事は、「介護費用は年間7兆円を超えるが、1000億円あれば地域でさまざまなことを実現できる。政府はもっとNPOなどの地域資源を有効活用すべきだ」とした。

その具体例として、認知症や重度の要介護者が乳児の世話をすることで回復に向かったり、症状の進行が抑制されたりした事例などが紹介された。事例を紹介したNPO法人介護サービスさくらの村居多美子代表理事は、「地域の需要に合わせて、地域でさまざまなケアのあり方が生まれてきた。億単位の施設を造るよりも、地域密着のケアを支える仕組みづくりの方が重要」と一部自治体の高齢者住宅政策を批判し、地域コミュニティーを基盤とした在宅介護を支える制度設計が必要とした。

また、NPO法人全国移動サービスネットワークの伊藤みどり事務局長は、「縦割り行政の弊害で、需要に合った（要介護者の）移動支援が規制に阻まれることも多い」と指摘。NPO法人おひさまくらぶの近藤明美代表も、宅老所を例に「介護保険制度の前からの地域がつくった仕組みが地域の実態に合わない制度の悪影響を受けている」と批判した。

NPO法人の税制面についても要望があり、ニッポン・アクティブライフ・クラブ会長で市民キャビネットの高畑敬一共同代表は、「公益法人と同等の税制面の優遇措置が必要」と訴えた。

これらの提言を受け、谷博之参院議員は「来年度予算の2兆円の特別枠で、少しでもNPOの活動を支援する予算につなげられるように努力していきたい」と述べた。 以上



「『新しい公共』づくりをめざした政策形成プロジェクト」の第6回会合が開かれた(7月29日、民主党本部)